

藤元議員 それでは、2点について質問させていただきます。最初に牟岐町の農業の立て直しについてです。農業の社会的役割は、何と言っても安心・安全な食料を国民のみなさんに提供することです。ところが国レベルで見ても日本の農業は、国民の皆さんの食べている食料をカロリーベースでは39%しか供給できなくなるまで衰退しています。食料自給率39%というのは、先進国と言われる国の中では最低レベルであります。また、耕作ができなくなり放置される農地が毎年のように増え続けており、異常気象と重なり洪水被害や鳥獣害被害などの原因にもなっていると言われてしています。牟岐町の農業も例外ではなく、かつて1haほど栽培されていたキュウリ団地は消滅し、本町の主な作物である稲作は、作付面積・栽培農家数とも減り続け、耕作者の平均年齢は70歳を超え、新規就農者ゼロという状況が長く続いています。このまま推移すれば農業の社会的役割を果たせなくなる事態になることは目に見えています。なぜこのような状況になっているのか。答えは簡単でありまして、農業をやっても儲からない、生活ができないというのが一番の原因です。経営を維持できなければ離農せざるを得ないし、子どもが後を継ごうとしないのは当然であります。農水省が28年産米の労賃を含む生産費を出していますけども、本町のように栽培面積が0.5から1haの場合、1俵30kgあたり、平均1万127円かかるそうであります。生食用に出荷された本町のコシヒカリやハナエチゼンの販売価格が30kgあたり、良くて6,300円から6,500円ですから、とても採算が合いませんし、再生産が難しいということになります。1961年、「農業基本法」が制定されました。主な中身は、選択的拡大、つまり米だけではなく野菜や果樹、畜産に切り替えていこう。そして規模を拡大し、生産性を向上させ儲かる農業を目指そうということでした。言い換えれば、戦前・戦後と農家の方々は重労働にも耐え農作業に励んでまいりましたが、それでも農業では、生計を維持するのは難しかったということです。そして、1999年「食料・農業・農村基本法」が制定され、食料自給率45%を目指すということかが決められました。しかし、先程述べたように食料自給率は向上するどころか39%に低下。

そして現在、いまだに「儲かる農業を目指す」ことが行政にとって大事なテーマになるほど、農業では生活が成り立たない状況が続いているわけであります。町長は、就任以来一貫して、第一次産業の振興をかねて、これまで努力されてきたと思います。しかし残念ながら、牟岐町の農業の現状は、今述べたとおりであります。このまま放置すれば牟岐町農業は振興どころか存続できないところまで来ていると言っても過言でないと思います。牟岐町の農業、農家の方々の努力により、衰退したといっても、平成28年度の資料によりますと、332tの米を生産しています。一人当たり年間平均60kgの米を消費していると言われてしますので、牟岐町の人口を上回る5,367人分の主食を生産できる力を持っているわけであります。この力を消滅させるということになれば、牟岐町の経済にも大きな打撃になることは間違いありません。何とか農家の方々が安心して農業を続けられるよう行政としても後押しし再生させなければなりません。そこで伺います。最初に牟岐町の農業の現状についての認識について伺いし、今後、どのように本町農業の振興を考えているのかということに関わって、町長も加わって作成した牟岐町総合計画・後期基本計画に基づき主な点について質問させていただきます。後期基本計画は28年度から32年度までの計画を定めたものですが、主要施策として9項目をあげ、その第一に農業の生産性・収益性向上のため、圃場、農道等生産基盤の整備を進めるとしています。本町の圃場は、稲作を基本として整備されてきているので、耕土の下は赤土などで固められているところが多く、そのため排水が悪く稲作以外の栽培は難しい状況です。他の作物の栽培を可能にするには改良工事が必要です。また、圃場への農道の整備がされていないところもあります。現時点で今後どのような計画があるのか伺います。つぎに担い手の育成・確保、受け入れ体制についてであります。先程も述べたように本町の農業従事者の高齢化は深刻であります。普通に考えれば既に引退していても良いぐらいの歳の方が牟岐町の農業を支えていただいているということですから、ことは重大で対策を急がなければなりません。現在の取り組みの状況、今後の取り組みをお伺いし、つぎの質問に移ります。都会の人

たちに牟岐町の自然や文化に触れていただき、人々との交流を楽しんでもらうというのがグリーンツーリズムという考え方ですけども、どのような取り組みをされてきたのか、そして、これからどのような取り組みを計画しているのかお伺いします。つぎに食育・地産地消の推進についてお伺いします。特に学校給食に限って質問させていただきます。私が言うまでもありませんが、学校給食は、ただ単に子ども達に食事を提供するだけではなく、学校給食法に基づき教育の一環として実施されているものであります。ただ、戦後の学校給食がアメリカの余剰小麦を使ったパンや脱脂粉乳を使って始まったという経過があり、学校給食を通じて日本人の味覚を変え伝統的な日本の食習慣を壊し、食事の欧米化を招いてしまったという一面があります。米飯給食が始まったのは、終戦から31年も経った昭和51年のことであります。このような学校給食のあり方が日本人の肥満や糖尿病患者を増やしてしまった原因の一つになっていると言われています。皮肉なことに、日本人の日本食離れが進んでいる一方、日本食は世界から健康食として注目され、平成25年（2013年）12月には「和食・日本人の伝統的な食文化」としてユネスコの無形文化遺産として登録されるという状況であります。そこでお伺いします。現在本町では、学校給食において週にパン食は2回、米食は3回ですが、地産地消・子どもたちに日本食の良いところを理解していただき、健康についてもしっかり学んでいただきたいという意味から米飯の回数を増やすことはできないでしょうか。もちろん、給食代にもかかわってきますので、保護者との協議が必要なことは言うまでもありませんけども、本町としてはどのように考えているのかお伺いします。つぎに農業という仕事の特性・現状をしっかりと認識していただき、県や国にも言うべきはしっかり言い、要望すべきことはしっかり要望していただきたいとの思いから質問させていただきます。先に述べてきたように、農業は国民の皆さんの食料を生産するという大事な仕事をしています。また、今では当たり前のように言われていますが、国土の保全機能、水源の涵養機能、地域社会の維持活性化機能など多面的な機能を有しています。したがって、農業はどんなことがあっても存続させなければなり

ません。そもそも農業は、工業のように無限に生産性を向上させ生産量を高められるものではありません。第一次産業は、みな同じですけども、稲の田植えを終えていくら人間が頑張っても1か月では収穫できませんし、収量を2倍、3倍と増やすことはできません。休漁区を設けて採らなかったら、アワビがどんどん増え続けるかといえ、そうではなく一定量以上は増えません。10年で杉の木の伐期ができるよう人間がいくら世話をしても、それは無理な話なのです。そして、自然環境の変化が生産量・質にも大きな影響を与えます。去年のブロッコリーのように一旦自然が暴れだすと収穫が皆無になることもたびたび体験することです。もちろん、農機具の有効活用、土地の集積化などによる生産性向上の努力は必要であるし、農家もそのことは理解し努力をしています。とにかく、農業に工業的発想による市場原理や企業論理を当てはめたような政策では、とても現実にあっているとは思えませんし、ましてや、外国の農産物が安いから、あるいは、工業製品の輸出の見返りにと、外国からの農産物を容易に受け入れるような姿勢は容認できません。日本の国民にとって必要な食料は日本の大地からというのを基本に何も100%にとは言いませんが、自給率を高める努力が農政には求められていると思います。そのためにも農産物の価格保障、所得補償の充実こそがそのカギを握っていると思います。しかし、今はそれとは逆の方向に向かっています。これでは、農家の方々が希望を持って農業に励むという状況にはならないと思います。町長には、ぜひこの農家の思いを県や国に伝えていただきたい。最後にそのことを要望し、つぎの質問に移ります。つぎに就学援助についてお伺いします。この件については過去にも何度か質問させていただき、一定の前進はあったけれども、まだまだ課題は残っていると認識しています。今回、取り上げていただくのは、昨年6月議会でも取り上げさせていただきました準要保護世帯に対する入学準備金の前倒しの件についてであります。現在本町では、保護者から6月中に就学援助の申請を出していただき、7月の教育委員会で認定し、認定されれば4月に遡り支給される流れとなっています。しかし、子どもの貧困が社会問題となり、文科省においても、「援助を必要とする時期に速やかに

支給が行えるように」と交付要綱の一部を改正し、交付対象にも「児童又は生徒」に「就学予定者」を追加したということもあり、本町教育委員会がやる気になればやれる条件が整ったということで、入学準備金は入学前に前倒しして支給すべきではないかと6月議会でも質問させていただいたわけであります。教育長からは、「経済的に苦しい家庭の子どもたちが入学する際に、ランドセルや制服などを揃えなければならない事情もあることから支給時期を早めることについて、他県の状況も参考にしながら今後検討していきたい」というふうな答弁がありました。しかし、残念ながら30年度は、今のところ従来のままというのがその結果であります。他県の状況はどうなのかということですが、文科省が平成29年7月に全国都道府県教育委員会を通じて調査した結果を昨年12月15日に発表しました。その調査結果によりますと、平成30年度入学前に支給を実施・実施予定の市町村の割合は小学校41%、中学校は49%まで広がっていることが明らかになっています。徳島県はどうか、その時点では小学校では0%、中学校では2自治体8%で全国の中では最も遅れた県になっています。ただその後、新聞紙上でも複数の自治体で実施予定であることが報道されていますので、文科省が実施した時点よりは進んでいることは間違いありません。本町の場合は、就学援助の認定基準が生活保護基準の1.3以下となっています。生活保護基準の1.3以下というのはどういう状況なのか想像していただきたいと思います。生活保護基準というのは家族の人数、年齢、住所などで変わってきますが、本町の場合は3級地の2でありますので、例えば、20から40代の一人暮らしであれば、月6万4千円程です。これが「健康で文化的な生活」に必要な生活費の基準ということになっています。しかし、これで1か月暮らすとなると、近所の人が亡くなっても香典を包むことができないので行かない、婚礼も同じです。とにかくお金がいること、人の集まるところには行かないということになり、引きこもりがちになることが多いのが実態です。ですので、食べ盛りで何かとお金がかかる年代の子どもがいる家庭で生活保護基準の1.3以下の生活がどのような状態なのか容易に想像できると思います。したがって、できること

はぐずぐずしないで直ちにやるべきではないかということで、今回、再度質問させていただいているわけであります。親の経済的な理由で子ども達の間でいろんな意味での格差が生まれるなどということがあってはなりませんし、子ども達の学ぶ権利、健やかに成長する権利は保障されなければなりません。この際、早期に実施すべきだということを申し上げてつぎの質問に移ります。就学援助の認定・周知についてであります。最初に認定時期についてであります。本町の就学援助の認定は、先程も述べましたが、保護者に6月中に申請書を出していただき、7月に開催される教育委員会で認定が決定され、認定後4月に遡って支給されています。実は7月に認定が決定するなどという自治体は小松島市と本町しかありません。早いところは4月、遅くても6月中に認定が終了している自治体が殆どなのです。遅くなっても4月に遡って支給されるのだから同じではないかとの考えなのかもしれませんが、先の質問でも述べましたが、必要な時期に支給するというのが原則だと思うので、支給を早めるためにも認定時期を早める工夫がいるのではないかというふうに考えます。どのようにお考えでしょうか。つぎに周知の方法についてであります。本町では、各学校で入学時と進級時に就学援助についての書類を配布し、周知しているようですが、周知方法についても、もっと工夫がいるのではないかと思います。他の自治体では、教育委員会や町のホームページ、町広報誌、民生委員会での説明会、学校教員対象の説明会、家庭訪問時での説明など、工夫して周知の徹底を図っています。本町でも工夫するべきところがあるのではないかと考えますが、どのようにお考えなのかを伺って質問を終えます。

杣富議長 福井町長。

福井町長 ご質問のうち、農業の立て直しについては私から、就学援助については教育長からお答えいたします。議員ご指摘のとおり、農業は、国民の生命を守る大切な食糧を供給するためにも、また日本古来の景観の保全や生物多様性を確保するためにも必要不可欠のものであると認識いたしています。そして、牟岐

町の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や担い手の減少により生産構造の脆弱化が進み、危機的状況にあると言っても過言ではありません。農業センサスによりますと、2005年から2015年の10年間で、農業経営者が約3割減少し、70歳以上の経営者が半数以上を占め、後継者となる50歳以下は僅か7名という現状から、担い手の育成・確保は基より、効率的な生産組織や集落営農体制の強化、農業経営の法人化の促進等による経営体制の強化が必要であると認識しています。今後の農業振興策についてですが、本町では、中山間地域総合整備事業により、平成27年度までに生産基盤となる約110haの圃場整備が完了しているものの、現在は、地元負担金の支払いが完了していない状況にあります。近年、農道の拡幅や用水路・頭首工などの整備に係る要望がありますが、さらなる個人負担を要することとなるため、現時点では、新規整備計画はありません。しかしながら、長引く米価の下落から、中山間地域の米作だけでは収益性が低く、畑地に転換し、二毛作あるいは葉草など米以外の作物栽培に挑戦される方もいます。この場合、圃場では排水が悪く多くの作物の生育が望めないことから、圃場の畑地化が必要となります。今後、圃場整備事業の地元負担金を減額するためにも、農地の大規模な集約化による促進費を活用した畑地化あるいは再整備が可能か、検討していく必要があると考えています。また、担い手の育成・確保につきましては、農業次世代人材投資資金や農業経営者サポート事業、とくしま就農スタート研修など、徳島県の支援制度があり、受け入れ態勢として、新規就農者の指導農業士2名が認定されています。つぎに、グリーンツーリズムについてですが、現在のところ牟岐町独自の計画はありませんが、南阿波よくばり体験では、それぞれの民泊で農業体験なども行っていますし、この4月から徳島県南部総合県民局を中心とした1市4町で設立する予定の「観光地域づくり法人DMO」において、グリーンツーリズムも含めた観光振興を促進していくと認識しています。また、本町には、グリーンツーリズム養成スクールを受講したインストラクターが2名おり、南阿波よくばり体験のインストラクターとして、今後、体験やガイド・民泊などでリーダー的存在としての活躍が期待されています。つぎに、食育や米飯給食の推進についてですが、食育としては、学校給食を「生きた教材」として、食育の6つの目標、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化を学習することを計画的に行っています。食文化の継承では、郷土で昔から続いている生産物や加工品について、地域の方の協力も得て実践・体験活動を実施しています。また、牟岐町の学校給食における食材は、できうる限り地産地消に努めており、全国的な目標値の30%に対し、月により異なりますが32%～41%を達成しています。食材としては、海部郡内産の米と野菜、牟岐町内産のひじき、煮干し、かつを節、柚子酢などがあります。また現在、週5日の給食のうち、パン食を1日、米食を4日実施して

いますが、パン食を1日実施しているのは、パン食は米食と比べ、タンパク質やカルシウムが多いことから、栄養バランスを考慮してのことです。最後に、所得補償や価格保障の充実に係る国への要望についてですが、これまで農業関係で、町村が国への要望を行う場合、県の町村会でまとめて行っています。今年度は、「中山間地域は、生産に係る各種条件が不利な地域であることに鑑み、経営の効率化や生産基盤の強化とともに新規就農し易い営農条件を整備すること、及び多面的機能支払制度の十分な財源措置を講ずること、また鳥獣害対策についても被害防止の抜本的な対策を講ずること等」を要望したところです。なお、所得補償に関しては、平成30年度から、新たに「収入保険制度」が導入されることとなっていますが、突発的な損失について、平均収入の8割以上が保障されるということです。これからも、必要かつ有効な施策について、継続的に要望してまいりたいと考えています。

杣富議長 峯野教育長。

峯野教育長 私からは就学援助に関するご質問にお答えします。「新入学児童生徒学用品費」、いわゆる「入学準備金」の前倒し支給につきましては、昨年、6月議会での議員からのご質問に対しまして、今後、実施について検討していきたい旨、お答えしてきたところです。県教育委員会が先月行った「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給の調査結果では、平成30年度入学分の入学前支給について、小・中学校とも支給する自治体はなかったものの、平成31年度には、小学校で3つの自治体、中学校では8つの自治体が支給を予定しており、県内におきましても、「入学準備金」の前倒し支給を実施する自治体が増えています。6月議会以降、教育委員会でも、「入学準備金」の前倒し支給に向けて、他の自治体の情報収集や制度設計について検討を行ってまいりましたが、以前より中学校1年生に支給してきた「入学準備金」を小学校6年生の支給品目として整理し、平成31年度の中学校入学予定者から、入学年度の開始前の適切な時期に支給できるよう、作業を進めているところです。また、小学校の入学予定者についても、平成31年度から実施する方向で、事務処理を行ってまいりたいと考えています。8月支給については、本町の現行の制度の運用では、難しいところがあります。今後、これまでの事務手続き等を見直したり、他の市町村の取り組みや事例を参考にしながら、今後、研究してまいりたいと考えています。本制度の周知につきましては、現在、入学前、入学後、申請期限前に就学援助制度の案内を配布しているところですが、今後、周知の方法や内容等について見直しを図ると共に、町のホームページを活用するなど、周知を徹底し、本制度が必要な方々に有効活用していただけるよう努めてまいります。以上です、

枅富議長 藤元議員。

藤元議員 給食の米飯回数を増やさないといけないということで、先程、4回という答弁がありました。初めて私も3回とずっと思っていたので、これはいつから始まったのですか。それと、ぜひ国・県にも声をあげてほしいということですが、今、国・県が進めているのは、農地を集積し、小さい農家はやめてほしいと、集積して効率的な農業を行う。そういう方向なのですね。それはそれで一理あると思うのですが、実際の中山間地でそれができるのかどうかということを考えてみると、耳に入っているかもしれませんが、3haほど農地を請け負ってやられていた方が、今回は続けられないということでやめたのです。おそらく知っていると思いますが、そういうふうになかなか平坦地のように農地を集積してやればいいではないかという考えは、なかなか中山間地では通じないわけです。そういう方向でいくと、このままいったら少々そういうことができて、今言ったように3町もやっていて引き合わないということですから、今の方向ではとても牟岐の農業を守り再生していくことはできないと思う。これはもう実感してるの私ね。さっきも言いましたが、米を出荷しても牟岐の場合は、7反、8反と平均すればそうなのです。そうしたら生産費が1俵で1万円かかるのです。公式な調査です。平均だから正確ではないと思いますが、今は30kgを売っても良くて6,400円とか6,300円、そういう値段ですよ。生産費は1万円かかるというのですから、引き合うはずがないのです。それは土地を集積して合理化してやれば、生産性を上げればいいではないかという話しになるのですが、本当に繰り返して言いますが、中山間地では、そういう考え方は通じないのです。そこらを具体的な所得補償、価格保障、これがなければ田舎の農家は生き残っていきません。それは、続けていってもらわないと潰れてしまうと。さっきも言いましたが、農家の平均年齢は70歳ですよ。いつまでもこんな状態が続くはずがないということなので、先程、いろんな振興策を述べていただきましたけれども、これは

気合を入れて、農業の存続がかかっているという気持ちで、ぜひ頑張っていたきたいと。教育委員会のそれだけ答えていただきましょうか。

久米教育次長 米飯給食の回数ですが、学校の栄養教諭の方から情報をいただいていますので、回数に間違いないと思います。いつからか、時期ですが確認をさせていただきたいと思いますよろしくお願いします。

藤元議員 終わります。